

経営者のための生命保険講座 第13回

生命保険見直し術 → 知つておきたい生保用語 「生保加入時総」

用語

契約日… 保険会社が契約上の責任を開始する日。つまり保障開始のこと。通常は①申込②告知(診査)③第1回保険料払込の3つが完了した日から保障が始まる。よって申込だけしても、診査や、保険料を払い込んでいなければ保障は受けられない。

保険期間… 保障が受けられる期間のこと。この期間内に保険事故が発生した場合にのみ保険金や給付金が受けられる。ただし保険期間中でも保険料が支払われていない時(失効)は保障の対象とはならない。保険は主契約と特約からなり、それぞれ保険期間が異なるケースが多い。今一度、保険証券で保険期間を再確認すべき。

告知義務違反… 保険に加入する際は、必ず健康状態や職業などの告知をすることになっているが、ここで正確に報告しなかったり、事実を偽って報告した場合、保険会社は契約を解除することができる。この時保険会社は契約者に解約返戻金を支払う。
*ただし、告知義務違反があっても、契約が2年以上経過すると保険会社は解除することができない。

免責事由… 免責事由とは保険金が支払われないことを言う。以下のとおり。
① 契約日から1年以内の自殺。
② 契約者、保険金受取人の故意。
③ 戦争、変乱(ただし規模によっては支払われる。)
*上記以外は支払いの対象。損保どちらか、例えば無免許運転や飲酒運転でも死亡保険金は支払われる。

配当金… 毎年の決算により生じた剰余金が契約者に分配されるもの。通常契約後3年目から支払われる。保険のタイプには有配当、無配当があり、一般的に有配当は日本の生保、無配当は外資系生保が扱う。以前に加入した人は、多額の配当金を受け取れるような設計書を渡されたかもしれないが、現在はほとんど配当は出っていない。今はあまり配当を期待しないように。

リバシタ-マ-ゲン… 保険会社の支払余力を示す数値で、平成10年度から公表が義務づけられた。一般的に数値が高いほど安全性に優れる。保険加入時にはぜひ参考にしたい指標。

以上少しだけあげてみましたが参考になりましたか?勘違いしていることがありますでしたか?

次回も続けて、役立つ用語、キーワードをご説明します。

担当 渋木 洋子